◇**関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇〇号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二二年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

㈠	乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	七万　トン
㈡	コーンスターチの製造に使用するもの	二一〇万四、〇〇〇　トン
	とうもろこし　コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	四万七、〇〇〇　トン
	とうもろこし　その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの）	六万五、二〇〇　トン
㈢	麦芽	二四万六、〇〇〇　トン
㈣	でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	七万八、五〇〇　トン

2　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇**東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令**（政令第二〇一号）（内閣府本府）

1　国際平和協力隊の設置

㈠　国際平和協力本部に、東ティモールにおける国際連合平和維持活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号イに掲げる業務のうち武力紛争の停止の遵守状況の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成二三年四月三〇日までの間、東ティモール国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置くこととした。

㈡　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名することとした。

2　国際平和協力手当

㈠　協力隊の隊員に、東ティモールにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万二、〇〇〇円から四、〇〇〇円の三段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。

㈡　国際平和協力手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。

3　施行期日等

㈠　この政令は、公布の日から施行することとした。

㈡　旧東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令は、廃止することとした。

◇**公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二〇二号）（農林水産省）

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二二年法律第三六号）の施行期日は、平成二二年一〇月一日とすることとした。

◇**公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令**（政令第二〇三号）（農林水産省）

1　国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物に該当する建築物の種類を定めることとした。（第一条関係）

2　林業・木材産業改善資金の特例の償還期間

認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間は、一二年以内とすることとした。（第二条関係）

3　国有試験研究施設の減額使用

公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に使用させる国有の試験研究施設を指定し、使用の対価の五割以内を減額する旨を定めるとともに、国有施設の使用の対価の減額に関する認定手続について定めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二二年法律第三六号）の施行の日（平成二二年一〇月一日）から施行することとした。

政　令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十七号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定のうち同法附則第二条の二の規定の施行期日は、平成二十二年九月三十日とする。

総務大臣　原口　一博

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直人**

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十八号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産を定める政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一　東京都千代田区三番町二番地に所在する土地に存する工作物

二　東京都新宿区西新宿二丁目六番一号に所在する建物に存する設備及び物品

三　東京都江東区枝川二丁目八番七号に所在する建物において保管されている物品

附　則

この政令は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定のうち同法附則第二条の二の規定の施行の日（平成二十二年九月三十日）から施行する。

総務大臣　原口　一博

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直人**

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。